



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次

(取扱課室名) ページ

○ 告示

979	特定非営利活動法人の定款変更認証の申請	(県民生活課).....	2
980	〃	(〃).....	2
981	〃	(〃).....	3
982	生活保護法による指定介護機関の廃止	(福祉保健総務課).....	3
983	生活保護法による介護機関の指定	(〃).....	3
984	介護保険法による指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者及び指定介護予防サービス事業者の廃止	(長寿社会課).....	4
985	指定障害福祉サービス事業者の廃止	(障害福祉課).....	5
986	指定自立支援医療機関の指定	(〃).....	5
987	〃	(〃).....	6
988	川辺町周辺土地改良区の役員の就任	(農業農村整備課).....	6
989	肥料の登録の登録事項の変更	(果樹園芸課).....	6
990	木材業者等の登録	(林業振興課).....	6
991	木材業者等の登録の変更	(〃).....	8
992	保安林の指定	(森林整備課).....	8
993	漁村再生交付金事業藻場造成委託業務に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等	(水産振興課).....	8
994	道路の区域変更	(道路保全課).....	10
995	道路の供用開始	(〃).....	11
996	道路の区域変更	(〃).....	11
997	道路の供用開始	(〃).....	11
998	平成元年和歌山県告示第109号(急傾斜地崩壊危険区域の指定)の一部改正	(砂防課).....	12
999	急傾斜地崩壊危険区域の指定	(〃).....	12
1000	土砂災害警戒区域の指定	(〃).....	13
1001	〃	(〃).....	14
1002	〃	(〃).....	14
1003	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定	(〃).....	15
1004	〃	(〃).....	15
1005	〃	(〃).....	16
1006	道路の位置の指定	(都市政策課).....	17
1007	〃	(〃).....	17
1008	運転免許学科採点、合格発表、情報発信システム設定及び賃貸借業務に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等	(警察本部).....	17

○ 公告

	軽油引取税免税軽油使用者証の無効	(税務課).....	20
	入札公告	(総務事務集中課).....	20

〃	(警察本部)..... 23
○ 諸報	
和歌山県収用委員会公示送達	(収用委員会)..... 26

告 示

和歌山県告示第979号

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第25条第3項の規定による定款変更認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、和歌山県環境生活部県民局県民生活課及び和歌山県NPOサポートセンターに備え置いて、平成25年9月2日まで縦覧に供する。

平成25年8月2日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 申請年月日

平成25年7月1日

2 名称

特定非営利活動法人わかやまNPOセンター

3 代表者の氏名

道本浩司

4 主たる事務所の所在地

和歌山県和歌山市美園町五丁目6番12号

5 定款に記載された目的

この法人は、誰もが住み良い豊かな社会の実現のために、市民自身の手による新しい社会のしくみ創りをめざし、起業型エヌピーオーの育成・発展にとりくむことを中心としつつ、エヌピーオー活動のさらなる推進を図り、市民社会の醸成に寄与することを目的とする。

和歌山県告示第980号

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第25条第3項の規定による定款変更認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、和歌山県環境生活部県民局県民生活課及び和歌山県NPOサポートセンターに備え置いて、平成25年9月9日まで縦覧に供する。

平成25年8月2日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 申請年月日

平成25年7月9日

2 名称

特定非営利活動法人和歌山IT教育機構

3 代表者の氏名

釜中甫干

4 主たる事務所の所在地

和歌山県田辺市新庄町3353-9 和歌山県立情報交流センター内

5 定款に記載された目的

この法人は、和歌山県民に対してコンピュータソフトウェア技術者を育成するための事業を行い、和歌山県内のコンピュータ関連社会の発展とそれを活用した地域経済の発展に寄与することを目的とする。

和歌山県告示第981号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第3項の規定による定款変更認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、和歌山県環境生活部県民局県民生活課及び和歌山県NPOサポートセンターに備え置いて、平成25年9月11日まで縦覧に供する。

平成25年8月2日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 申請年月日

平成25年7月11日

2 名称

特定非営利活動法人和歌山子どもの虐待防止協会

3 代表者の氏名

小池通夫

4 主たる事務所の所在地

和歌山県和歌山市六番丁43番地 ハピネス六番丁ビル5F

5 定款に記載された目的

この法人は、子どもに対する虐待の防止に関する事業を行い、子どもの心身の健康に寄与することを目的とする。

和歌山県告示第982号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により指定した介護機関から廃止の届出があったので、次のとおり告示する。

平成25年8月2日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

届出者の名称	主たる事務所の所在地	指定事業所の名称	指定事業所の所在地	サービスの種類	廃止年月日
有限会社リフレHOME シオジ	御坊市湯川町財部67 3	有限会社リフレHOME シオジ	御坊市湯川町財部67 3	福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与・特定福祉用具販売・特定介護予防福祉用具販売	平成 20.11.30

和歌山県告示第983号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により介護機関を指定したので、次のとおり告示する。

平成25年8月2日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

申請者の名称	主たる事務所の所在地	指定事業所の名称	指定事業所の所在地	サービスの種類	指定年月日
有限会社リフレHOME シオジ	御坊市藪432-1	有限会社リフレHOME シオジ	御坊市藪432-1	福祉用具貸与・特定福祉用具販売・介護予防福祉用具	平成 20.12.1

貸与・特定介護予
防福祉用具販売

和歌山県告示第984号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項、第82条第2項及び第115条の5第2項の規定に基づく指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者及び指定介護予防サービス事業者の廃止について、次のとおり届出があったので、同法第78条第2号、第85条第2号及び第115条の10第2号の規定に基づき公示する。

平成25年8月2日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指定事業者番号	事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	廃止年月日
3072200227	社会福祉法人真寿会	社会福祉法人真寿会 真寿苑	田辺市神島台6番1号	訪問入浴介護・介護予防訪問入浴介護	平成24.6.30
3072400454	有限会社まごころ	古道“まごころ”	田辺市中辺路町栗栖川275-1	居宅介護支援	平成25.2.1
3061790022	株式会社ほほえみの里	訪問看護ステーションほほえみの里	紀の川市貴志川町長山277-108	訪問看護・介護予防訪問看護	平成25.2.16
3072200581	社会福祉法人紀成福祉会	ケアプランセンター龍トピア	田辺市龍神村柳瀬字芝崎530	居宅介護支援	平成25.2.28
3072300613	株式会社こすもす	こすもす介護センター	新宮市清水元2丁目2番18号	訪問介護・介護予防訪問介護	平成25.3.10
3071300804	株式会社ビッグプラネット	ヘルパーステーションあい	伊都郡かつらぎ町丁ノ町403-3	訪問介護・介護予防訪問介護	平成25.3.18
3071400687	株式会社旭誠	ケアプランセンターふたば	海南市下津町興434番地	居宅介護支援	平成25.3.31
3071000685	株式会社城之内デイサービス	城之内居宅介護支援事業所	橋本市野字城之内236-2	居宅介護支援	平成25.3.31
3072100724	特定非営利活動法人生活支援優	居宅介護支援事業所優	日高郡由良町里249 美由良荘6号室	居宅介護支援	平成25.3.31
3071400695	株式会社旭誠	訪問介護ステーションふたば	海南市下津町興434	訪問介護・介護予防訪問介護	平成25.3.31
3071700110	株式会社スマイルワークス	訪問介護サービスステーション真心	紀の川市西脇167番地	訪問介護・介護予防訪問介護	平成25.3.31
3072100567	社会福祉法人紀成福祉会	美山の里ホームヘルパーステーション	日高郡日高川町初湯川213-1	訪問介護・介護予防訪問介護	平成25.3.31
3072400025	社会福祉法人白浜町社会福祉協議会	白浜町社会福祉協議会日置川支部	西牟婁郡白浜町日置197-1	訪問介護・通所介護・介護予防訪問介護・介護予防通所介護	平成25.3.31

30714008 28	株式会社紀和	紀和苑デイサービスセンター下津	海南市下津町下津828-1	通所介護・介護予防通所介護	平成 25.3.31
30724007 02	社会福祉法人三養福社会	ヘルパーステーション白浜日置の郷	西牟婁郡白浜町日置2037	訪問介護・介護予防訪問介護	平成 25.4.1
30724010 49	株式会社山本	デイサービスセンターなでしこ	西牟婁郡上富田町岡1番地	通所介護・介護予防通所介護	平成 25.4.30
30717004 17	株式会社パソナソーシング	よっといで長山	紀の川市貴志川町長山259-5	訪問介護・通所介護・居宅介護支援・介護予防訪問介護・介護予防通所介護	平成 25.4.30
30710009 17	株式会社和歌山ケア	デイサービスみなみ橋本	橋本市岸上319番地の1	通所介護・介護予防通所介護	平成 25.5.9
30714004 48	株式会社リバソン	まほろば居宅介護支援事業所	海南市多田362-7	居宅介護支援	平成 25.5.31
30714002 73	株式会社リバソン	訪問介護ステーションまほろば	海南市多田362-7	訪問介護・介護予防訪問介護	平成 25.5.31
30715002 05	有限会社優心の郷	サンライズケア	有田市糸我町西496-1	訪問介護・介護予防訪問介護	平成 25.5.31

和歌山県告示第985号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり廃止の届出があったので公示する。

平成25年8月2日

和歌山県知事 仁坂吉伸

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	廃止年月日
3011500190	あおいライフケア	有田市箕島861	居宅介護・重度訪問介護・同行援護	株式会社なでしこ	有田市箕島861	平成 25.7.31
3011700436	みつばち	紀の川市桃山町最上81	居宅介護・重度訪問介護	有限会社鈴木一郎商会	紀の川市桃山町最上81	平成 25.7.31

和歌山県告示第986号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定により、指定自立支援医療機関（精神通院医療）を次のとおり指定したので公示する。

平成25年8月2日

和歌山県知事 仁坂吉伸

医療機関の名称	医療機関の所在地	主として担当する医師（薬剤師）の氏名又は訪問看護ステーション等の名称	指定年月日

おくむらクリニック	和歌山市十二番丁9 リヴァージュ十二番丁ビル2階	奥村匡敏	平成 25.8.1
-----------	--------------------------	------	--------------

和歌山県告示第987号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定により、指定自立支援医療機関（精神通院医療）を次のとおり指定したので公示する。

平成25年8月2日

和歌山県知事 仁坂吉伸

医療機関の名称	医療機関の所在地	主として担当する医師（薬剤師）の氏名又は訪問看護ステーション等の名称	指定年月日
かるがも薬局和歌山駅前店	和歌山市友田町五丁目45	宮下進	平成 25.8.1

和歌山県告示第988号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、川辺町周辺土地改良区の役員について次のとおり公告する。

平成25年8月2日

和歌山県知事 仁坂吉伸

就任した役員（平成25年7月11日就任）

職名 氏名 住所
 監事 中谷隆 日高郡由良町大字三尾川86番地

和歌山県告示第989号

肥料取締法（昭和25年法律第127号）第13条第1項の規定により、肥料の登録の登録事項を変更した旨次のとおり届出があったので、同法第16条第2項の規定により公告する。

平成25年8月2日

和歌山県知事 仁坂吉伸

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	業者の名称	変更があった事項		変更年月日
				変更前	変更後	
和歌山県 第783号	乾燥菌体肥料	4.0乾燥菌体肥料K	和歌山ノークョー 食品工業株式会社	代表者変更		平成 25.7.9
				北原康史	柏木章宏	
和歌山県 第784号	乾燥菌体肥料	4.0乾燥菌体肥料M	和歌山ノークョー 食品工業株式会社	代表者変更		平成 25.7.9
				北原康史	柏木章宏	

和歌山県告示第990号

和歌山県木材業者等の登録に関する条例（昭和45年和歌山県条例第14号）第5条第3項の規定により、木材業、製材業及びチップ業の登録業者を次のとおり告示する。

平成25年8月2日

和歌山県知事 仁坂吉伸

木材登録番号	製材登録番号	チップ登録番号	登録年月日	住所又は主たる事務所の所在地	氏名又は名称及び代表者の氏名	業務の態様	営業所又は工場の所在地

2001	2001		平成 25.7.1	橋本市高野口町小田52 5	石田製材所 石田雅道	木材・製材	橋本市高野口町小田52 5
5001			平成 25.7.1	日高郡日高川町大字大 又97	有限会社原見林業 代表取締役 原見健也	木材	日高郡日高川町大字大 又97
		5001	平成 25.7.1	日高郡日高町大字原谷 1番地	株式会社ナヤパーク 代表取締役 中川藤吉	チップ	日高郡日高町大字原谷 1番地
	5001		平成 25.7.1	日高郡美浜町田井553- 3	宮所建材株式会社 代表取締役 宮所啓祐	製材	日高郡美浜町和田688
5002	5002		平成 25.7.1	日高郡みなべ町南道11 3-1	カツラギ製材 葛城知則	木材・製材	田辺市上の山1丁目2番 15号
	5003		平成 25.7.1	御坊市熊野457番地	岡垣内工業株式会社 代表取締役 岡垣内義弘	製材	日高郡美浜町田井49 3・508-1
5003	5004		平成 25.7.1	御坊市名屋191-2	中井材木店 中井雅人	木材・製材	御坊市名屋191-2
	5005		平成 25.7.1	御坊市名屋205	有限会社陽木 代表取締役 山田光治	製材	御坊市名屋205
	6001		平成 25.7.1	田辺市中辺路町北郡27 -1	田辺市中辺路木材加工場 田辺市長 真砂充敏	製材	田辺市中辺路町北郡27 -1
	6002		平成 25.7.1	西牟婁郡白浜町庄川14 3-6	有限会社丸広木材 代表取締役 坂本弘志	製材	西牟婁郡白浜町庄川14 3-6
	6003	6001	平成 25.7.1	田辺市龍神村小家1013 -3	川口建設株式会社 代表取締役 川口明久	製材・チッ プ	田辺市龍神村小家972- 39・972-40
	6004		平成 25.7.1	田辺市芳養町2909の31	中村工務店 中村静男	製材	田辺市下三栖岩屋谷14 99-12
6003	6005		平成 25.7.1	田辺市鮎川597番地の1 01	西牟婁森林組合 代表理事 近藤新治	木材・製材	田辺市鮎川字宇立661 番地の1
6004	6006		平成 25.7.1	田辺市あけぼの49番8 号	有限会社広栄 代表取締役 谷本憲一	木材・製材	上富田町生馬救馬谷18 6-4
	6007	6002	平成 25.7.1	西牟婁郡すさみ町周参 見1704番地	有限会社きのくに林産加 工 代表取締役 桑本徹	製材・チッ プ	西牟婁郡すさみ町周参 見1704番地
	6008		平成 25.7.1	京都府京都市伏見区羽 東師志水町133-3	株式会社かつら木材セン ター 代表取締役 桂正司	製材	西牟婁郡白浜町大古51 -2
6005	6009		平成 25.7.1	西牟婁郡上富田町岩田 2819-7	岩田木材 稗田多喜男	木材・製材	西牟婁郡上富田町岩田 2819番地
6006	6010		平成 25.7.1	西牟婁郡すさみ町周参 見2547-3	株式会社上市屋銘木店 代表取締役 上市雅史	木材・製材	西牟婁郡すさみ町佐本 根倉52
	6011		平成 25.7.1	田辺市鮎川860	丸清木材 竹中修二郎	製材	田辺市鮎川860
	6012		平成 25.7.1	西牟婁郡上富田町生馬 518	吉田商店 吉田丈士	製材	西牟婁郡上富田町下鮎 川387
7001			平成 25.7.1	東牟婁郡那智勝浦町朝 日2丁目164	紀南素材生産事業協同組 合 理事長 岩本嘉四郎	木材	東牟婁郡那智勝浦町朝 日2丁目164

7002			平成 25.7.1	東牟婁郡古座川町明神 260番地	南紀森林組合 代表理事組合長 寺田展 治	木材	東牟婁郡古座川町明神 260番地
	7001		平成 25.7.1	新宮市新宮4573番地の 5	有限会社日光木材 代表取締役 岡崎武人	製材	新宮市新宮4573番地の 5
7003	7002		平成 25.7.1	新宮市新宮3458の1	株式会社シングハウジン グ 代表取締役 吉田一茂	木材・製材	新宮市新宮3424
7004	7003	7001	平成 25.7.1	東牟婁郡串本町西向35 0番地	株式会社明和 代表取締役 富田又一郎	木材・製材 ・チップ	東牟婁郡串本町西向35 0番地
	7004		平成 25.7.1	新宮市新宮618番地	青木商店 青木優朋	製材	三重県南牟婁郡紀室町 鶴殿1553-7

和歌山県告示第991号

和歌山県木材業者等の登録に関する条例（昭和45年和歌山県条例第14号）第4条第1号に掲げる事項の変更について次のとおり届出があった。

平成25年8月2日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

登録者の 氏名又は名称	変更事項	新	旧	変 更 年 月 日
大江林業	主たる事務所の所在地及び 代表者の氏名	和歌山県有田郡有田川町清 水778-11 大江寿	和歌山県有田郡有田川町上 湯川233-1 大江日出男	平成 25.6.20

和歌山県告示第992号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成25年8月2日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 保安林の所在場所 田辺市中辺路町小皆字十九川145の1、147の1、151から157まで、158の1、159、160の2、160の3、162、163の1、164、164の2、164の3、165から167まで、167の1から167の3まで、168の1、168の2、169、170、171の1、172から174まで、174の1、175、176の1、176の3、177、177の1、178から181まで、181の1、182（次の図に示す部分に限る。）、183の1、183の2、202の1、202の26
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県庁及び西牟婁振興局並びに田辺市役所に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第993号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の5第1項の規定に基づき、漁村再生交付金事業藻場造成委託業務に係る一般競争入札（以下「競争入札」という。）に参加する者に必要な資格及びその資格審査の申請方法を次のように定める。

平成25年8月2日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 競争入札に付する業務の名称及び履行期限

(1) 業務の名称

平成25年度 第1号 漁村再生交付金事業藻場造成委託業務

(2) 履行期限

平成26年3月14日（金）まで

2 競争入札に参加する者に必要な資格事項

この競争入札に参加することができる者は、平成25年8月2日（金）現在において、次の要件を満たしている者とする。

- (1) 自治法令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (2) 自治法令第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。
- (3) 和歌山県が行う調達契約等に係る競争入札参加資格の停止の措置を受けている者でないこと。
- (4) 国税、県税及び市町村税を滞納していない者であること。
- (5) 和歌山県が行う調達契約等からの暴力団排除に関する事務取扱要領（平成20年制定）に規定する排除措置を受けている者でないこと。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき、更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (7) 会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成17年法律第87号）第64条の規定による改正前の商法（明治32年法律第48号）第381条第1項（会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第107条の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。）の規定による会社の整理の開始を命ぜられている者でないこと。
- (8) 漁村再生交付金事業藻場造成委託業務の履行に当たり、法令等の規定により必要な官公署の免許、登録、許可、認可等（以下「許認可等」という。）を受けている者又は必要な官公署への届出等を行っている者であること。
- (9) 入札公告日から過去5年間に、国、都道府県、政令指定都市、県内市町村、独立行政法人、公社・公団、県外市町村、民間企業等と契約した同種の業務を適正に履行（完了）した実績を有する者であること。

3 資格審査申請書類及びその配布方法等

(1) この競争入札の参加資格の申請に必要な書類は、次のとおりとする。

ア 競争入札参加資格審査申請書

イ 業務概要調書

ウ 法人にあつては、発行後3か月を経過していない当該法人の登記事項証明書

エ 個人にあつては、発行後3か月を経過していない当該個人の住民票

オ 印鑑証明書

カ 使用印鑑届

キ 直近2年分の財務諸表（法人にあつては貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書、個人にあつては青色申請書又は白色申告書の写し）

ク 漁村再生交付金事業藻場造成委託業務の履行に関して必要な許認可等を受けていること又は必要な届出等を行っていることを証する書類

ケ 次に掲げる税金に未納がないことが確認できる納税証明書で発行後3か月を経過していないもの

(ア) 法人税又は所得税並びに消費税及び地方消費税

(イ) 和歌山県が課する県税全税目

(ウ) 直近1事業年度分の法人市町村民税（個人にあつては、直近1年度分の市町村民税）

コ 誓約書

サ 委任状（申請者が代理人を選任した場合）

シ 2の(9)に掲げる資格を証明する書類

(2) (1) のア、イ、カ、コ、サ及びシに掲げる申請書類の用紙については、県で定めるものとし、和歌山県が示す仕様書及びこれらの用紙は、平成25年8月2日（金）から同月13日（火）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く日の午前9時から午後5時30分までの間に、5に掲げる場所で配布する。

(3) (1) に掲げる申請書類について質問がある者は、平成25年8月7日（水）午後5時30分までの間に和歌山県農林水産部水産局水産振興課に対して書面（ファクシミリを含む。）により行うものとする。

4 資格審査申請書類の受付期間及び受付場所

平成25年8月2日（金）から同月13日（火）までの県の休日を除く日の午前9時から午後5時30分までの間に5に掲げる場所で受け付ける。

5 資格審査申請書類の配布の場所

和歌山県農林水産部水産局水産振興課

郵便番号 640-8585

和歌山県和歌山市小松原通一丁目1番地

電話番号 073-441-3005

ファクシミリ番号 073-431-2244

6 資格審査の結果の通知

資格審査申請者には、競争入札参加資格結果通知書を平成25年8月19日（月）までに郵送により送付する。

7 競争入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

(1) 競争入札参加資格がないと認められた者は、本県に対し、その理由について説明を求めることができる。

(2) (1) の説明は、6の通知を受けた日の翌日から起算して10日以内（県の休日を除く。）に書面により求めるものとする。

(3) (2) の書面は、持参又は書留郵便により提出するものとする。

(4) 説明を求めた者に対しては、(2) の書面を受理した日の翌日から起算して3日以内（県の休日を除く。）に書面により回答するものとする。

(5) (2) の書面の提出は、5に掲げる場所とする。

和歌山県告示第994号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成25年8月2日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 道路の種類 一般国道

2 路線名 425号

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考
日高郡印南町大字上洞字崎之平292番1地先から同町大字上洞字吹之上340番5地先まで	新	4.00 ） 16.15	161.00	

和歌山県告示第995号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成25年8月2日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

道路の種類 一般国道

路線名 425号

供用開始の区間 日高郡印南町大字上洞字崎之平292番1地先から同町大字上洞字吹之上340番5地先まで

供用開始の期日 平成25年8月2日

和歌山県告示第996号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成25年8月2日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 道路の種類 県道

2 路線名 芳養清川線

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考
田辺市中芳養字嶋之谷1673番2地先から同市中芳養字土井垣内2022番4地先まで	旧	6.90 ） 28.40	553.60	
同上	旧	9.20 ） 28.40	601.00	
同上	新	9.20 ） 28.40	601.00	

和歌山県告示第997号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成25年8月2日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

道路の種類 県道

路線名 芳養清川線

供用開始の区間 田辺市中芳養字嶋之谷1673番2地先から同市中芳養字土井垣内2022番4地先まで

供用開始の期日 平成25年8月2日

和歌山県告示第998号

平成元年2月14日和歌山県告示第109号（急傾斜地崩壊危険区域の指定）の一部を次のように改正する。

平成25年8月2日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

明神山急傾斜地崩壊危険区域の項を削る。

和歌山県告示第999号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定する。

平成25年8月2日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 明神山地区急傾斜地崩壊危険区域

次に掲げる土地に存する標柱1号から7号までを順次結んだ線及び標柱1号と7号を結んだ線によって囲まれた区域。この場合において標柱2号と3号を結ぶ線は市道船町東取出町線2号支線との官民境界線とし、その他の各標柱を結ぶ線は直線とする。

標柱を設置した地番

標柱番号	郡 市	町 村	大 字	字	地 番	備 考
1号	新宮市		新宮	矢倉町	1010番3	
2号	〃		〃	〃	1020番1	
3号	〃		〃	〃	1020番1	
4号	〃		谷王子町		2番9	
5号	〃		新宮	矢倉町	7997番14	
6号	〃		谷王子町		3番2	
7号	〃		新宮	谷王子	485番2	

2 殿和田地区急傾斜地崩壊危険区域

次に掲げる土地に存する標柱1号から4号までを順次結んだ線及び標柱1号と4号を結んだ線によって囲まれた区域。この場合において標柱1号と4号を結ぶ線は町道宇久井42号線との官民境界線とし、その他の各標柱を結ぶ線は直線とする。

標柱を設置した地番

標柱番号	郡 市	町 村	大 字	字	地 番	備 考
1号	東牟婁郡	那智勝浦町	宇久井	殿和田	26番3	
2号	〃	〃	〃	〃	1857番1	
3号	〃	〃	〃	〃	1857番1	
4号	〃	〃	〃	〃	13番	

3 奥の谷地区急傾斜地崩壊危険区域

次に掲げる土地に存する標柱1号から13号までを順次結んだ線及び標柱1号と13号を結んだ線によって囲まれた区域。この場合において、各標柱を結ぶ線は直線とする。

標柱を設置した地番

標柱番号	郡 市	町 村	大 字	字	地 番	備 考
1号	東牟婁郡	那智勝浦町	浦神	奥之谷	418番	
2号	〃	〃	〃	〃	444番1	
3号	〃	〃	〃	〃	444番1	
4号	〃	〃	〃	〃	444番1	
5号	〃	〃	〃	〃	443番	
6号	〃	〃	〃	〃	434番1	
7号	〃	〃	〃	〃	434番1	
8号	〃	〃	〃	〃	434番1	
9号	〃	〃	〃	〃	434番1	
10号	〃	〃	〃	宮ノ越	346番	
11号	〃	〃	〃	奥之谷	432番	
12号	〃	〃	〃	〃	421番	
13号	〃	〃	〃	〃	415番1	

和歌山県告示第1000号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域として指定する。

平成25年8月2日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流及び急傾斜地の崩壊

2 土砂災害警戒区域の名称

不動谷川左支溪（3-344-1-012）、不動谷川左支溪（3-344-1-013）、不動谷川左支溪（3-344-1-014）、不動谷川左支溪（3-344-1-015）、不動谷川左支溪（3-344-1-016-1）、不動谷川左支溪（3-344-1-016-2）、不動谷川左支溪（3-344-1-017）、不動谷川左支溪（3-344-1-018）、不動谷川左支溪（3-344-1-020）、不動谷川左支溪（3-344-1-021）、御殿川左支溪（3-344-1-080）、御殿川左支溪（3-344-1-081）、御殿川左支溪（3-344-1-082）、御殿川左支溪（3-344-1-089）、不動谷川右支溪（3-344-2-043）、不動谷川左支溪（3-344-2-044）、不動谷川左支溪（3-344-2-045）、不動谷川右支溪（3-344-3-001）、不動谷川右支溪（3-344-3-002）、不動谷川右支溪（3-344-3-003）、不動谷川右支溪（3-344-3-004）、不動谷川右支溪（3-344-3-005）、不動谷川左支溪（3-344-3-006）、御殿川右支溪（3-344-3-008）、御殿川右支溪（3-344-3-009）、高野山4（I-81）、高野山7（I-2214）、西郷神谷辻4（I-3184）、西郷神谷辻5（I-3185）、高野山鶯谷1（I-3186）、高野山鶯谷2（I-3187）、高野山鶯谷3（I-3188）、高野山鶯谷4（I-3189）、高野山鶯谷5（I-3190）、高野山鶯谷6（I-3191）、高野山鶯谷7（I-3192）、高野山千手院1（I-3193）、高野山千手院2（I-3194）、西郷神谷辻6（I-3238）、西郷神谷辻7（I-3239）、高野山鶯谷8（I-3240）、高野山14（I-10009）、高野山15（I-10010）、西郷神谷辻16（II-1109）、高野山転軸山公園1（II-1110）、高野山鶯谷8（II-1111）、高野山転軸山公園2（II-1112）、高野山転軸山公園3（II-1113）、高野山8（II-1114）、高野山鶯谷9（II-1115）、高野山転軸山公園4（II-

-1116)、高野山鶯谷10(Ⅱ-1117)、高野山鶯谷11(Ⅱ-1118)、高野山鶯谷12(Ⅱ-1119)、高野山鶯谷13(Ⅱ-1120)、高野山中ノ橋10(Ⅱ-1159)、高野山9(Ⅱ-1258)、高野山鶯谷16(Ⅱ-1264)、高野山転軸山公園6(Ⅱ-1265)、高野山鶯谷17(Ⅱ-1266)、高野山中ノ橋13(Ⅱ-1268)、高野山13(Ⅱ-10026)、高野山鶯谷18(Ⅱ-10027)、高野山12(Ⅱ-10028)、高野山西小田原4(Ⅰ-10011)、高野山五の室5(Ⅰ-10012)、高野山蓮花谷4(Ⅱ-10029)、高野山転軸山公園7(Ⅲ-284)

3 土砂災害警戒区域の表示

次の図書のとおり

4 法第6条第1項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令(平成13年政令第84号)で定める事項

次の図書のとおり

(「次の図書」は、省略し、その図面を和歌山県県土整備部河川・下水道局砂防課及び伊都振興局建設部並びに高野町役場に備え置いて縦覧に供する。)

和歌山県告示第1001号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号。以下「法」という。)第6条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域として指定する。

平成25年8月2日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

地すべり

2 土砂災害警戒区域の名称

下滝本(69)

3 土砂災害警戒区域の表示

次の図書のとおり

4 法第6条第1項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令(平成13年政令第84号)で定める事項

次の図書のとおり

(「次の図書」は、省略し、その図面を和歌山県県土整備部河川・下水道局砂防課及び日高振興局建設部並びに日高川町役場に備え置いて縦覧に供する。)

和歌山県告示第1002号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号。以下「法」という。)第6条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域として指定する。

平成25年8月2日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

地すべり

2 土砂災害警戒区域の名称

大野(460)、浜ノ宮(182)

3 土砂災害警戒区域の表示

次の図書のとおり

4 法第6条第1項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令(平成13年政令第84号)で定める事項

次の図書のとおり

（「次の図書」は、省略し、その図面を和歌山県県土整備部河川・下水道局砂防課及び東牟婁振興局新宮建設部並びに那智勝浦町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第1003号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号。以下「法」という。）第6条第1項及び第8条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域として指定する。

平成25年8月2日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

2 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の名称

平野（101）（Ⅰ-20002）、長田（1）（Ⅰ-231）、善田（1）（Ⅰ-3327）、善田（8）（Ⅱ-1670）、善田（9）（Ⅱ-1671）、善田（7）（Ⅱ-1672）

3 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示

次の図書のとおり

4 法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号）で定める事項

次の図書のとおり

（「次の図書」は、省略し、その図面を和歌山県県土整備部河川・下水道局砂防課及び那賀振興局建設部並びに紀の川市役所に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第1004号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号。以下「法」という。）第6条第1項及び第8条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域として指定する。

平成25年8月2日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

2 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の名称

長谷宮（101）（Ⅰ-90015）、長谷宮（102）（Ⅱ-90042）、長谷宮（103）（Ⅱ-90043）、長谷宮（104）（Ⅱ-90044）、長谷宮（105）（Ⅰ-90011）、長谷宮（106）（Ⅰ-90012）、長谷宮（107）（Ⅱ-90045）、長谷宮（108）（Ⅱ-90046）、長谷宮（109）（Ⅱ-90041）、小畑（2）（Ⅰ-3548）、動木（3）（Ⅰ-3549）、動木（4）（Ⅰ-3641）、曲谷（Ⅰ-488）、芝崎（Ⅰ-489）、馬谷（Ⅰ-501）、動木（201）（Ⅱ-2408）、動木（202）（Ⅱ-2417）、動木（203）（Ⅱ-2430）、動木（204）（Ⅱ-2431）、動木（205）（Ⅱ-2433）、柴目（209）（Ⅱ-2435）、動木（208）（Ⅱ-2463）、小畑（301）（Ⅲ-1321）、動木（301）（Ⅲ-1322）、動木（302）（Ⅲ-1329）、動木（303）（Ⅲ-1330）、動木（101）（Ⅱ-90054）、動木（102）（Ⅱ-90055）、動木（103）（Ⅱ-90056）、動木（104）（Ⅰ-90017）、動木（105）（Ⅱ-90057）、動木（106）（Ⅰ-90018）、動木（107）（Ⅱ-90058）、動木（108）（Ⅱ-90059）、動木（109）（Ⅰ-90019）、動木（110）（Ⅱ-90060）、動木（111）（Ⅱ-90061）、動木（112）（Ⅱ-90062）、動木（113）（Ⅱ-90063）

3 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示

次の図書のとおり

4 法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号）で定める事項

次の図書のとおり

（「次の図書」は、省略し、その図面を和歌山県県土整備部河川・下水道局砂防課及び海草振興局建設部海南工事事務所並びに紀美野町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第1005号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号。以下「法」という。）第6条第1項及び第8条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域として指定する。

平成25年8月2日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域

(1) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流及び急傾斜地の崩壊

(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の名称

西の池川（2-326-1-004）、原西奥谷-1（2-326-1-006-1）、原西奥谷-2（2-326-1-006-2）、原北西谷（2-326-1-007）、原東谷（2-326-1-009）、徳上谷（2-326-1-011）、北大地北川（2-326-1-024）、宮池川（2-326-1-025）、東坂本西川（2-326-1-026）、東坂本東川（2-326-1-027）、山崎東川（2-326-1-028）、岩の谷-1（2-326-1-029-1）、岩の谷-2（2-326-1-029-2）、西の谷（2-326-1-030）、小口谷-1（2-326-1-031-1）、小口谷-2（2-326-1-031-2）、小口谷-3（2-326-1-031-3）、境谷南川（2-326-1-032）、日吉川（2-326-1-033）、押川北谷（2-326-1-034）、東坂本（Ⅰ-3357）、山（Ⅰ-3362）、東坂本（101）（Ⅱ-20011）、押川（4）（Ⅲ-706）、押川（5）（Ⅲ-707）、安上（Ⅲ-716）、相谷（Ⅲ-722）

(3) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示

次の図書のとおり

(4) 法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号）で定める事項

次の図書のとおり

（「次の図書」は、省略し、その図面を和歌山県県土整備部河川・下水道局砂防課及び那賀振興局建設部並びに岩出市役所に備え置いて縦覧に供する。）

2 土砂災害警戒区域

(1) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流

(2) 土砂災害警戒区域の名称

黒谷川（2-326-1-002）、原北東谷（2-326-1-008）、住吉川（2-326-1-012）、上の池北谷（2-326-1-020）

(3) 土砂災害警戒区域の表示

次の図書のとおり

(4) 法第6条第1項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令で定める事項

次の図書のとおり

（「次の図書」は、省略し、その図面を和歌山県県土整備部河川・下水道局砂防課及び那賀振興局建設部並びに岩出市役所に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第1006号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定した。
平成25年8月2日

和歌山県知事 仁坂吉伸

指定番号	指 定 位 置	申 請 者 住 所 氏 名	指定年月日	道 路	
				幅 員 メートル	延 長 メートル
3206	橋本市高野口町小田字野々本555番の一部	奈良県五條市田園二丁目2番地の1 株式会社井上地所 代表取締役 井上猛	平成 25. 7. 22	5.00	26.71

和歌山県告示第1007号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定した。
平成25年8月2日

和歌山県知事 仁坂吉伸

指定番号	指 定 位 置	申 請 者 住 所 氏 名	指定年月日	道 路	
				幅 員 メートル	延 長 メートル
3227	紀の川市黒土字赤岸274番の一部	紀の川市粉河940番地1 森田敏夫	平成 25. 7. 22	6.00	41.41

和歌山県告示第1008号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の5第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条の規定に基づき、運転免許学科採点、合格発表、情報発信システム設定及び賃貸借業務に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格及びその資格審査の申請方法を次のように定める。

平成25年8月2日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 一般競争入札に付する業務の名称等

(1) 業務の名称

運転免許学科採点、合格発表、情報発信システム設定及び賃貸借業務

(2) 業務の内容等

運転免許学科採点、合格発表、情報発信システム仕様書（以下「仕様書」という。）による。

2 一般競争入札に参加する者の資格

(1) この一般競争入札に参加する資格を有する者は、平成25年8月2日（金）において、次に掲げる要件のいずれをも満たす者とする。

ア 自治法令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

イ 自治法令第167条の4第2項各号に掲げる者のいずれにも該当しないものであること。

ウ 和歌山県が行う一般競争入札に関する参加を停止されていない者であること。

エ 国税及び県税に未納がない者であること。

オ この入札に係る設定業務と同種の業務契約を過去5年以内に締結し、適正に履行した実績がある者であること。

なお、同種とは、クライアントサーバーのシステム構築を行った実績を有することとする。

カ この入札に係る賃貸借と同種の賃貸借契約を過去5年以内に締結し、適正に履行した実績がある者であること。

なお、同種とは複数台のクライアントを現地保守（修理）するメンテナンスリースをした実績を有することとする。

キ 営業品目にソフトウェア開発を有する者であること。

ク 営業品目に賃貸借を有する者であること。

ケ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団若しくはその関係者（以下「暴力団等」という。）が経営していない者又は経営に実質的に関与していない者であること。

コ 暴力団等に対する資金等の供給又は便宜の供与をしていない者であること。

サ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき、更生手続開始の申立てがなされていない者、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、再生手続開始の申立てがなされていない者又は破産法（平成16年法律第75号）に基づき、破産手続開始の申立てがなされていない者であること。

(2) この入札に係る契約業務を共同して行うことを目的とする複数の団体により構成された組織（以下「コンソーシアム」という。）として参加する場合は、各構成員が（1）のアからエまで及びケからサまでに掲げる要件を全て満たし、構成員のうち設定業務を担当する者は（1）のオ及びキの要件を、賃貸借業務を担当する者は（1）のカ及びクの要件をそれぞれ満たしていること。

3 資格審査申請書類及びその配布方法等

(1) この一般競争入札の参加資格の申請に必要な書類は、次のとおりとする。

ア 申請しようとする者が、コンソーシアムでないとき。

（ア）競争入札参加資格審査申請書

（イ）事業経歴書

（ウ）法人にあつては、当該法人の登記事項証明書（提出日において、発行後3か月を経過していないもの）

（エ）印鑑証明書（提出日において、発行後3か月を経過していないもの）

（オ）直近2年分の財務諸表又は決算書（法人にあつては貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書、個人にあつては青色申告書又は白色申告書の写し）

（カ）使用印鑑届

（キ）次に掲げる税金に未納がないことを証する納税証明書で、提出日において発行後3か月を経過していないもの

a 法人税又は所得税並びに消費税及び地方消費税

b 法人にあつては主たる事務所、個人にあつては住所地が所在する都道府県が課する全税目

（ク）誓約書

（ケ）委任状（申請者が代理人を選任した場合）

（コ）仕様書に準拠する機器の一覧（メーカー名、製品名（型名）、数量、仕様等を記載したもの）。ただし、記載する仕様については、当該製品のカタログ等を添付することで省略可とする。

（サ）申請者のシステム設定業務に関する業務実績証明書（過去5年以内に締結した契約書の写しを添付すること。）

（シ）申請者のシステム賃貸借業務に関する業務実績証明書（過去5年以内に締結した契約書の写しを添付すること。）

（ス）申請者にシステム構築体制が整備されていることを証明するシステム構築体制証明書（障害発生時の連絡体制図を添付すること。）

（セ）保守体制証明書

イ コンソーシアムとして申請する場合

次の（ア）、（コ）、（シ）及び（ス）から（ソ）までの書類についてはコンソーシアムの代表者が、（サ）の書類については設定業務を担当する構成員が提出することとする。

また、（イ）から（ケ）までの書類については構成員ごとに提出すること。

（ア）競争入札参加資格審査申請書（コンソーシアム）

（イ）事業経歴書

（ウ）法人にあっては、当該法人の登記事項証明書（提出日において、発行後3か月を経過していないもの）

（エ）印鑑証明書（提出日において、発行後3か月を経過していないもの）

（オ）直近2年分の財務諸表又は決算書（法人にあっては貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書、個人にあっては青色申告書又は白色申告書の写し）

（カ）使用印鑑届

（キ）次に掲げる税金に未納がないことを証する納税証明書で、提出日において発行後3か月を経過していないもの

a 法人税又は所得税並びに消費税及び地方消費税

b 法人にあっては主たる事務所、個人にあっては住所地が所在する都道府県が課する全税目

（ク）誓約書

（ケ）申請者が代理人を選任した場合の委任状（コンソーシアム構成員）及び委任状（コンソーシアム代表者）

（コ）仕様書に準拠する機器の一覧（メーカー名、製品名（型名）、数量、仕様等を記載したもの）。ただし、記載する仕様については、当該製品のカタログ等を添付することで省略可とする。

（サ）申請者のシステム設定業務に関する業務実績証明書（過去5年以内に締結した契約書の写しを添付すること。）

（シ）申請者のシステム賃貸借業務に関する業務実績証明書（過去5年以内に締結した契約書の写しを添付すること。）

（ス）申請者にシステム構築体制が整備されていることを証明するシステム構築体制証明書（障害発生時の連絡体制図を添付すること。）

（セ）保守体制証明書

（ソ）コンソーシアム協定書の写し

(2) 資格審査申請時点で、既に和歌山県役務の提供等の契約に係る入札参加資格に関する要綱（平成20年和歌山県告示第1261号）に基づく審査を経て、現に有効な競争入札参加資格決定通知書を交付されている者については、当該通知書の写しを提出することにより、(1) のアの（イ）から（オ）まで、（キ）及び（ク）並びに(1) のイの（イ）から（オ）まで、（キ）及び（ク）に掲げる申請書類に代えることができる。

(3) (1) のア並びにイの（ア）、（イ）、（カ）、（ク）及び（ケ）に掲げる申請書類の用紙については、和歌山県警察本部で定めるものとし、仕様書及びこれらの用紙は、平成25年8月2日（金）から同月21日（水）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）に定める休日（以下「県の休日」という。）を除く日の午前10時から午後4時までの間、6に掲げる場所で配布を行う。

(4) (1) に掲げる申請書類について質問がある者は、4に定める入札説明会において質問を行うものとし、その後は、平成25年8月23日（金）午後4時までの間に和歌山県警察本部交通部運転免許課に対して書面等（ファクシミリを含む。）により行うものとする。

4 入札説明会の場所及び日時

(1) 場所

和歌山市西46番地の1

和歌山県警察本部 岡崎庁舎1階 会議室

(2) 日時

平成25年8月9日（金）午後2時

5 資格審査申請書類の提出期間及び提出場所

3の（1）に掲げる申請書類は、平成25年8月2日（金）から同月28日（水）までの県の休日を除く日の午前10時から午後4時までの間、持参により6に掲げる場所に提出することとする。

6 資格審査申請書類の配布の場所

和歌山市西1番地

和歌山県警察本部交通部運転免許課

郵便番号 640-8313

電話番号 073-473-0110（代表）

ファクシミリ番号 073-473-0120（代表）

7 資格審査の結果通知

資格審査の結果は、郵便により平成25年9月6日（金）までに通知するものとし、コンソーシアムにあっては、構成員のうち代表者に通知する。

8 一般競争入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

(1) 一般競争入札参加資格がないと認められた者は、本県警察に対してその理由について説明を求めることができる。

(2) (1) の説明は、平成25年9月13日（金）午後4時までに書面により求めることができる。

(3) (2) の書面は、持参により6に掲げる場所に提出するものとする。

(4) 説明に対する回答は、平成25年9月20日（金）までに当該説明を求めた者に対して書面により行うものとする。

公 告

公 告

次の軽油引取税免税軽油使用者証は、紛失した旨の届出があったので、平成25年7月3日以降無効とする。

平成25年8月2日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

業 種	記 号 番 号	有 効 期 限	免税軽油使用者証に記載された 使用者の住所及び氏名	交付した事務所
漁業	和歌山県 第802212号	平成23年1月4日から 平成26年1月3日まで	東牟婁郡那智勝浦町大字勝浦5 32 田中義則	紀南県税事務所

入 札 公 告

物品の調達について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の6及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定に基づき公告する。

平成25年8月2日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 一般競争入札に付する事項

(1) 調達年度及び調達案件番号

平成25年度 調達案件番号20130010687号

(2) 調達案件名

電界放出型走査型電子顕微鏡

- (3) 調達物品の名称及び数量
電界放出型走査型電子顕微鏡 1式
 - (4) 調達物品の特質等
入札説明書による。
 - (5) 納入期限
平成26年2月28日（金）
 - (6) 納入場所
和歌山県工業技術センター研究交流棟1階電子顕微鏡室
（和歌山県和歌山市小倉60番地）
- 2 一般競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項
- 和歌山県物品の購入等の競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成24年和歌山県告示第340号）の規定に基づく競争入札の参加資格に関する知事の審査を受け、入札参加資格を有すると認められ、競争入札参加有資格者名簿の営業種目「理化学機械器具」に登録されている者であること。
- また、この一般競争入札に関して新たに入札参加資格の申請をする場合には、入札説明書により必要な申請を行うこと。
- 3 契約条項を示す場所及び期間
- (1) 場所
和歌山市小松原通一丁目1番地
和歌山県会計局総務事務集中課
 - (2) 期間
平成25年8月2日（金）から同年9月2日（月）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条に定める県の休日を除く日の午前9時から午後5時30分まで
- 4 入札説明書を交付する場所及び期間
- (1) 場所
3の（1）に同じ。
 - (2) 期間
3の（2）に同じ。
- 5 一般競争入札の場所及び日時等
- (1) 一般競争入札の場所及び日時
 - ア 入札場所
和歌山市小松原通一丁目1番地
和歌山県会計局総務事務集中課入札室（本館2階）
 - イ 入札日時
平成25年9月11日（水）午前10時から
 - ウ 開札場所
アに同じ。
 - エ 開札日時
イに同じ。
 - (2) 前号の入札の執行に当たっては、入札参加者は、本県より競争入札の参加資格があることを確認された旨の通知書の写しを持参することとする。
 - (3) 郵便による入札書の提出を行う者は、競争入札の参加資格があることを確認された旨の通知書の写しを同封の上、書留郵便により平成25年9月10日（火）午後5時までに和歌山県会計局総務事務集中課に必着するように行わなければならない。
- 6 電子入札

この入札は、書面による入札及び開札手続のほか、県が使用する電子計算機と入札に参加する者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用して行う入札（以下「電子入札」という。）及びその開札手続により行うものとし、この場合の入札の日時及び開札日時等は以下のとおりとする。

- (1) 電子入札は、平成25年9月10日（火）午前9時から同月11日（水）午前9時45分までに行うこと。
- (2) 開札日時及び場所

5の（1）に同じ。

7 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額で入札すること。

8 入札保証金に関する事項

入札保証金は、和歌山県財務規則（昭和63年和歌山県規則第28号）第87条第4号の規定により免除とする。

9 契約保証金に関する事項

- (1) 契約を締結する者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を納付しなければならない。
- (2) 契約保証金の納付の方法、納付の免除、還付等は、自治法令第167条の16及び和歌山県財務規則第92条から第95条までの規定の定めるところによる。

10 入札の無効

本公告に示した競争入札参加資格のない者及び競争入札参加資格の認定について虚偽の確認申請を行った者がした入札並びに入札説明書に記載する無効な入札に該当する入札は、無効とする。

なお、本県から入札参加資格要件適格認定の通知を受けた者であっても、認定後入札参加資格の停止の措置を受けて入札参加資格の停止の期間中である者等入札時点で2に掲げる要件を満たしていない者のした入札は、無効とする。

11 落札者の決定の方法

- (1) 入札の要件、執行方法等の細目については、入札説明書に記載するとおりとする。
- (2) この入札の開札において、入札者が立ち会わない場合（当該入札者が電子入札を行った場合を除く。）には、当該入札事務に関係のない和歌山県会計局総務事務集中課の職員を立ち合わせるものとする。
- (3) 和歌山県財務規則第102条の規定に基づき定めた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (4) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、この者に代わって当該入札事務に関係のない和歌山県会計局総務事務集中課の職員にくじを引かせるものとする。ただし、同価の入札をした者の中に電子入札をした者がいる場合には、その者について別に定める方法によりくじを引くことができるものとする。
- (5) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに、再度の入札を行う。この場合において、入札の回数は、最初の入札を含め3回までとする。
- (6) 再度の入札を行う場合において、郵便による入札を行った者で5の（1）に規定する日時に入札の場所に出席していない者は、第2回以降の入札には、参加できないものとする。

12 その他

- (1) 入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
ア 名称

和歌山県会計局総務事務集中課

イ 所在地

郵便番号 640-8585

和歌山市小松原通一丁目1番地

電話番号 073-441-2294

ファクシミリ番号 073-441-2288

(2) 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(3) 契約書作成の要否

要

(4) 契約の締結における議会の議決の要否

否

(5) 政府調達に関する協定（平成7年条約第23号）の対象となる調達に係る苦情処理の関係において和歌山県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合がある。この場合において、本件調達物品についての調達手続の停止等があり得る。

13 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased :

Field Emission Scanning Electron Microscope : 1 set

(2) Time limit for tender : 10:00 a.m. 11 September 2013

(3) Contact point for the notice : Business Center Division,

Accounting Bureau, Wakayama Prefectural Government, 1-1 Komatsubaradori, Wakayama City,
Japan 640-8585

TEL 073-441-2294

入札公告

運転免許学科採点、合格発表、情報発信システム設定及び賃貸借業務について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の6及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定に基づき公告する。

平成25年8月2日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 一般競争入札に付する事項

(1) 事業年度

平成25年度

(2) 調達役務の名称及び数量

運転免許学科採点、合格発表、情報発信システム設定及び賃貸借業務 一式

(3) 履行期間

ア 運転免許学科採点、合格発表、情報発信システム設定業務

契約日から平成25年12月31日までの間

イ 運転免許学科採点、合格発表、情報発信システム賃貸借業務

平成26年1月1日から平成32年12月31日までの間

(4) 調達役務の仕様等

運転免許学科採点、合格発表、情報発信システム仕様書（以下「仕様書」という。）による。

(5) 納入場所

仕様書による。

(6) 入札金額

総額で入札することとする。

2 一般競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

平成25年和歌山県告示第1008号に規定する運転免許学科採点、合格発表、情報発信システム設定及び賃貸借業務の一般競争入札参加資格を有する者であること。

3 契約条項を示す場所及び期間

(1) 場所

和歌山市西1番地

和歌山県警察本部交通部運転免許課（以下「運転免許課」という。）

郵便番号 640-8313

電話番号 073-473-0110（代表）

ファクシミリ番号 073-473-0120（代表）

(2) 期間

平成25年8月2日（金）から同月21日（水）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）に定める県の休日を除く日の午前10時から午後4時まで

4 入札説明書及び仕様書（以下「入札説明書等」という。）を交付する場所及び期間等

(1) 入札説明書等を交付する場所及び期間は、次のとおりとする。

ア 場所

3の（1）に同じ。

イ 期間

3の（2）に同じ。

(2) (1)により交付する入札説明書等に対する質問は、運転免許課に対して平成25年8月23日（金）午後4時までに書面等（ファクシミリを含む。）により行うものとする。

5 入札説明会の場所及び日時

(1) 場所

和歌山市西46番地の1

和歌山県警察本部 岡崎庁舎1階 会議室

(2) 日時

平成25年8月9日（金）午後2時

6 一般競争入札の執行の場所及び日時等

(1) 一般競争入札の執行の場所及び日時は、次のとおりとする。

ア 入札場所

5の（1）に同じ

イ 入札日時

平成25年9月27日（金）午前10時

ウ 開札場所

アに同じ。

エ 開札日時

イに同じ。

(2) (1)の入札の執行に当たっては、入札参加者は、本県警察から入札参加資格のあることを確認された旨の通知書の写しを持参することとする。

7 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載した金額に当該金額の100分の5に相当する金額を加算した

額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。以下「入札金額」という。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった入札金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

8 入札保証金に関する事項

- (1) 入札に参加しようとする者は、入札金額の100分の5以上の額の入札保証金を納付しなければならない。
- (2) 入札保証金は、落札者のものを除き入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約を締結しない場合を除き契約締結後還付し、又は納付すべき契約保証金に充当させることができる。
- (3) 入札保証金の納付の方法、納付の免除等は、自治法令第167条の7及び和歌山県財務規則（昭和63年和歌山県規則第28号。以下「財務規則」という。）第85条から第88条までの規定の定めるところによる。

9 契約保証金に関する事項

- (1) 契約を締結する者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を納付しなければならない。
- (2) 契約保証金の納付の方法、納付の免除、還付等は、自治法令第167条の16及び財務規則第92条から第94条までの規定の定めるところによる。

10 入札の無効

本公告に示した一般競争入札に参加する資格のない者及び一般競争入札参加資格の確認について虚偽の申請を行った者のした入札並びに入札説明書に記載する無効な入札に該当する入札は、無効とする。

なお、本県から一般競争入札参加資格のある旨確認された者であっても、確認の後、入札参加資格の停止措置を受けて当該停止期間中である者等入札時点で2に定める資格のない者のした入札は、無効とする。

11 入札執行方法の細目

- (1) 入札の執行方法の細目については、入札説明書に記載するとおりとする。
- (2) この入札の開札には、運転免許課の職員が立ち会うものとする。
- (3) 落札者の決定は、財務規則第102条の規定に基づく予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。
- (4) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、この者に代わって当該入札事務に関係のない運転免許課の職員にくじを引かせるものとする。
- (5) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。この場合において、入札の回数は、最初の入札を含め3回までとする。

12 契約書作成の要否

要

13 契約の締結における和歌山県議会の議決の要否

否

14 契約方法

契約は、落札者で行うものとする。

15 その他

- (1) この入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地は、次のとおりとする。

ア 名称

和歌山県警察本部警務部会計課

イ 所在地

和歌山市小松原通一丁目1番地1

郵便番号 640-8588

電話番号 073-423-0110（代表）

(2) この入札及び契約の手續において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

16 Summary

(1) Setup and Rental of Driver's License Subject Marking, Pass Announcement, Information Dissemination System

(2) Time limit for tender :

By hand : 10:00 a.m. Friday 27 September 2013

(3) Contact point for the notice :

Wakayama Prefectural Police Headquarters

Police Administration Department

Finance Section

1-1-1 Komatsubaradori Wakayama City, 640-8588, Japan

TEL : 073-423-0110

諸 報

和歌山県収用委員会公示送達

土地収用法施行令（昭和26年政令第342号）第5条第1項の規定により、次のとおり公示送達を行う。

なお、送達すべき書類は、和歌山県県土整備部県土整備政策局用地対策課に保管し、送達を受けるべき者にいつでも交付する。受領しないときは、平成25年8月22日をもってその書類の送達があったものとみなされる。

平成25年8月2日

和歌山県収用委員会会長 月 山 純 典

1 事件名

一般国道169号改築工事（奥瀬道路（Ⅱ期）・和歌山県新宮市熊野川町玉置口字上ミ地地内から同市熊野川町九重字相須阪地内まで）及びこれに伴う一般国道付替工事に係る土地収用事件

2 送達すべき書類の名称

平成25年7月16日付け和収第9号「審理の開催について」

3 送達を受けるべき者

所在不明

登記名義人 仲谷兼利の法定相続人 勝田裕太